

資料編

第一 基礎調査

1 アンケート調査の概要

(1) 目的

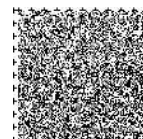
本計画の策定にあたり、以下の3つの調査を実施し、品川区の子どもや家庭での読書活動等の実態を把握しました。

(2) 調査内容

調査対象	①品川区立学校に通う5年生および8年生 ②品川区に在住する1年生～4年生の子どもを持つ保護者 1,500 人 ③品川区に在住する高校2年生相当の青年 1,500 人
抽出方法	①品川区立学校 52 校へ調査協力を依頼 ②・③品川区住民基本台帳に基づく、層化無作為抽出
調査方法	①学校を通した調査依頼により、紙の調査票を配布・回収 ②・③調査票を郵送配布し自記入方式で回答、郵送回収・WEB 回収の併用
調査期間	①令和6年7月8日（月）～7月25日（金） ②・③令和6年8月21日（水）～9月2日（月）
有効回収数・回収率	①1,566 件 ②629 件、41.9% ③309 件、20.6%

(3) 調査結果（まとめ）

調査結果の詳細については、別冊「品川区子ども読書に関するアンケート調査報告書」をご参照ください。



2 ヒアリングの概要

(1) 目的

子どもの読書活動や電子メディア利用に関する知見を持つ有識者等を対象にヒアリング調査を実施し、その結果を分析することで、計画策定における施策検討の資料とします。

(2) 対象、実施日時

氏名	肩書	実施日時
佐藤毅彦	立正大学文学部教授	令和6年7月23日 14:00～15:00 ※2名同時に実施
堀純子	立正大学文学部教授	
安形輝	亜細亜大学経営学部データサイエンス学科教授	令和6年7月26日 10:15～11:00
岡枝理佳	NPO 法人 IWC 国際市民の会理事	令和6年7月26日 13:00～13:45
野口武悟	専修大学文学部教授	令和6年7月30日 17:30～18:30

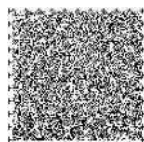
(3) ヒアリング結果

①中学生・高校生の読書習慣・読書活動の現状について

- 中学生と高校生の読書活動については、ずっと不読率が高い。小学校、中学校は、結構、朝の読書が効いていると思う。本当に読書習慣が身についているのかどうかは、これからわかってくる。
- 高校生については、忙しいというよりは、学校で無理やり読書させることに抵抗があると思う。高校生は、自分が読みたいと思わないと読まない。正直、短期的なことでは解決できないと思う。
- 確かに今の子どもたちは、本自体は読んでいないが、スマホやインターネットで文字情報を受け取る分量は多い。本に限られた読書にすべきなのか。そこに注力すべきなのか。
- 本を読むという意味での不読率が高いというのは色々ところで指摘されているが、それを本当に問題視すべきなのかどうか。

②中学生・高校生の読書活動を促すため公共図書館が果たすべき役割について

- 主体的な調べ学習、アクティブラーニング（一方的な講義形式の授業ではなく、生徒が能動的に考え学習する教育法）と図書館をつなげることが重要だと思う。区でやる場合は、学校図書館や学校と連携して、モデルにできると良いのではないかな。
- 調べるときに本が役立つことを体験してもらうことが大切。
- 図書館を読書の施設だと思っている人が多い。図書館は色々な機能を持っており、調べることができる場所でもある。音楽配信の契約をしている図書館もあるし、図書館では色々な楽しみができることを、まずは知ってもらうことが重要。



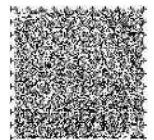
- 読書活動というよりは、読書場を提供するという意味で、図書館が読書環境を整備して、図書館に来ていただきやすい、来ていただけるようなことは、もう少しやる必要があるのではないかと思います。
- これは非常に難しく、永遠の悩み。統計上、不読率は5割前後だが、逆に言うと、読んでいる子も5割はいる。なぜ、同じ高校生で、忙しくても読んでいるのか。読んでいない子にどう読ませるのかというよりも、読んでいる子はどうか読んでいるのかをもっと知ってもらった方が良くないか。
- ティーンズ世代でよく本を読む子や図書館に来る子たちにインタビューをして、事例集を図書館が作って発信したらどうか。SNSでも良い。本を読んでいる子を、どうやって工夫をして本を読んでいるのかを紹介したら良いと思う。

③中学生・高校生の読書環境づくりについて

- 司書の役割は非常に大きい。施設があっても結びつける人がいないと難しい。学校でも先生だけだと、なかなか図書館を使ってもらうようにはならない。
- 学校現場で図書館を使い、色々な資料にあたって成果物を作っていくプロセスが、中学校、高校では必要だと思う。そのためには、司書教諭や学校司書の存在が非常に重要になる。先生だけだと、なかなか図書館を使ってもらおうとはならない。
- 家庭も大事。結局は大人だと思う。大人が本を読まない、子どもも本を読まない。感情を豊かにするためには、物語を読むことが重要。そういうものは、大人と一緒に、話題になったものを読んだり、楽しんだりできるような読書環境があると良い。子どもにだけ「読め、読め」と言っても、読まない。
- 大人が本を読むことを面白がっていれば、それだけで子どもは興味を持つ。
- とっかかりは柔らかくて良い。マンガでも良い。
- 中高生についていえば、スマホを四六時中握っている。スマホを快適に使える状態をつくることは、中高生を呼び込むことにつながるのではないか。読書に直接結びつかないが、まずは図書館に来ていただくという意味では必要だと思う。
- 学校教育との連携で、総合的な学習の時間などで調べ学習がある場合、インターネット上の情報だけではわからないような課題を出す。あわせて図書館で支援をするような講座のようなものを提供する可能性はある。また、PC環境の充実が必要だと思う。

④障害のある子どもへの図書館サービスについて

- 最近のトピックは、読書バリアフリー。視覚障害者だけではなく、ディスレクシア（文字の読み書きに困難を抱える障害）の方等にとっても、デイジー（デジタル録音図書の国際標準規格）図書は非常に有効と言われている。そのあたりをどう取り組んでいくのか。
- 視覚障害の方、読書バリアフリーの対象になるような子どもたちにとっては、サピエ図



書館（視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）が行っている点字図書・デージー図書のデータを提供するサービス）等のサービスをしているところにアクセスできるかどうか大きな話になる。

- 孤立しがちな障害をお持ちの方を、視覚障害の方や読書バリアフリーを求める人たちのコミュニティにうまくつないであげる役割を果たすところは必要だと思う。
- 図書館業界で典型的なものとしては、デージー図書が有名。それも障害のある方の読書では不可欠。そういう書籍を充実させていく。また、区の図書館だけが提供するのではなく、是非、学校図書館でも使える環境を作っていくことが重要になる。
- 区の図書館だと障害者サービスの利用登録が必要だが、子どもの登録に対して保護者が認めない場合もあるので、子どものデージー図書については、学校経由で使っていただくことが良い。
- 区の図書館として、サピエ図書館やみなサーチ（国立国会図書館が提供する、障害のある方が利用しやすい形式の資料を探ることができるサービス）を活用されていると思うので、そういうデータを区の図書館としてダウンロードして学校に提供することは、著作権法上、何も問題はないので、そういう活用の仕方もあると思う。
- 学校向けのバリアフリー資料のセットを用意して、セット貸出しているところもある。次期計画の5年間の間に、そういうセットを何セットか用意するとかは、あっても良い。
- 読書活動として、子ども向けに読み聞かせやお話し会はやるが、それをインクルーシブ（障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくこと）なものにしていくことも重要だと思う。例えば、手話ができるボランティアさんに入ってもらって、手話付きのお話し会を開催してみるとか。図書館職員の方たちだけでガムシャラにやるという発想ではなく、手話が得意な区民の方に入ってもらい一緒にできると良い。

⑤外国にルーツのある子どもへの図書館サービスについて

- 中途半端に外国語の資料を収集しても、あまり意味がないと思う。切り捨てる訳ではないが、中途半端にやって皆が lose-lose になるくらいなら、どこかに集中して皆が win-win になる方が良い。
- 保護者が読書の大切さ、本を読むことの大事さを認識することが重要だと思う。
- 本を読むことで、子どもたちの心が非常に成長するということ、小さければ小さいほど、読書または読み聞かせをしてあげることが大事であることを理解してもらうことが重要。
- 自分で字が読めるようになって、一生懸命、文字を追っている段階では、内容はわからない。大人と一緒に読んでもらうことで、本を読むことが楽しいと思うようになれば、次は自分で読むようになる。そこまでのサポートを大切にされた方が良い。そういう過程の中で読書習慣を身に着けていくことが大事だと思う。



- 子どもが本に慣れていない場合には、保護者を含めてのアプローチが大切。
- 大きく2つの観点がある。1つは、多言語資料。その子の第一言語、母国語で読書できる環境をどうつくっていくのか。品川区の実状に合わせて、比較的人口比の多い言語を優先して収集していくことになると思う。また、学校でも指導が必要な外国にルーツを持つ子どもはいるので、学校図書館にも多言語資料を揃えていけると良い。もう1つの視点が、やさしい日本語。資料だけではなく、図書館の館内の利用案内もそうした視点で提供されると良い。
- 世田谷区のボランティアグループで多言語絵本の会 RAINBOW という団体が、誰でも利用できるように、日本昔話やよく知られている絵本作品等を多言語翻訳して電子書籍化をしている。そういうところの作品を使わせてもらっても良いのではないかな。

⑥困難を抱えている子どもへの図書館サービスについて

- 品川区の取組みとしてやっている生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」の会場に出向いて、図書館が薦めの本を貸し出すとかしても良いのではないかな。

⑦テクノロジーと読書との関係について

- 国際子ども図書館で「調べる・学ぶ・読む」というコンテンツを作っており、この中にあ
る「本で調べる東京名所」では学習しながらデジタルコンテンツを見ることができる。
昨年リリースされたばかりなので、国際子ども図書館周辺の上野しかない。これの品川
版を作ってはどうか。
- 国立国会図書館には、ジャパンサーチというコンテンツがある。そこでは、その場で割
と簡単に電子展示会を作ることができる。作り方のマニュアルも提供されている。すぐ
に学校でも取り組んでもらうことができる。中学生、高校生、大学生は、体験しながら
学ぶことが好きだと思う。
- 調べ学習や歴史研究等で、ネット上では出ていない本を調べる時に、国会図書館のデジ
タルコレクションは非常に貴重な情報源となる。普通の図書館の電子書籍サービスより
は使いにくいけど、公共図書館の人が、興味深いタイトルの資料を子どもたちに紹介する
ことはできると思う。
- 電子書籍と一口でいうが、図書館向けの電子書籍の話と、一般向けの電子書籍の話は、
切り分ける必要がある。電子書籍というキーワードの扱いは難しい。
- 生成AI全盛の時代だからこそ、図書館が重要になると思う。情報の確かさをどうやっ
て見極めるのかという時に、図書館に立ち戻るしかない。「図書館に行こう」「司書にき
こう」という流れを作っていくことが重要。学校教育、学校図書館と連携してアピール
していくことが大切。

⑧次期品川区子ども読書活動推進計画を策定していく際に求められる視点・考え方について

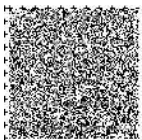
- お金は、人にかけていただきたい。人に尽きる。人と人をつなげていくことが大切。
- 学校図書館には、人が必要だと思う。



- 明確に、これが好きというものを持っている子どもは、本との出会いも早いと思う。子どもたちは、自分の興味のあるものに対しては、情報を探す。そういう興味があるもの、好きなものを引き出してあげることが重要。
- どんなに重い障害の子どもであったとしても読書ができる環境をどう実現していくのが重要な視点となる。そのあたりの意識を変えていくというのは、次期計画をどうしていくのかにもつながると思う。
- 図書館から接点づくりを行う中で、少しずつ図書館に対する意識を持ってもらおうと良い。そういう子どもたちが、安心してくることができる空間づくりという点でも、大きな意味を持つと思う。
- 読書推進計画のターゲットは子どもかもしれないが、大人が重要な鍵を握っている。
- 次期というよりも、長期的な視点になるが、いずれは「子ども」を取ってしまい、「品川区読書活動推進計画」にしたら良いのではないか。
- 読書環境の捉え方として、公共図書館や学校というように既存の枠組みの中で考えてしまいが、もう少し区内にある書店、私立学校等、たくさんある民間事業者を巻き込んで、一緒にできることを方向性として打ち出しても良いのではないか。

⑨社会全体で子どもの読書活動を進めるために必要なことについて

- 図書館をどんどん活用してもらおうという話と、子どもにどんどん読書してもらおうという話を一緒に考えても良いが、図書館を活用してもらおうということであると、本を読む場所、勉強する場所という固定観念ではなく、もう少し色々な機能があるということを打ち出しても良いと思う。居心地の良い場所で、たまたま本棚を見たら「面白そうなものがあるな」という発見ができる場所に図書館がなれば良いのではないか。
- 情報リテラシーについては、重要性が増していると思う。子どもたちが過度に情報に踊らされないようにしていくことは大切だと思う。
- 理想的には、図書館は、信頼できる情報を提供する場であって欲しい。そういう意味では、図書館のスタッフの方が、特定の言説に惑わされることなく、情報の信頼性なり、ある種の評価ができるようにしないとイケない。
- 興味があること、好きなことを、本につなげていくには、誰かがつなぐ役割を持った方が良い。
- ワクワク、ドキドキ、怖いものを乗り越えていくということも、読書の中にはある。そのときに、一緒にいてくれる大人がいれば乗り越えていかれる。やはり、周りの大人、特に家族は大事だと思う。
- そもそも大人が読まない状況で、子どもに本を読めと言っても読まない。本来は、大人も含めて、読書に親しめる環境づくりを進めるべきだと思う。
- 読書の魅力にあらためて気づいてもらうような機会づくりをどうしていくのが、一つ重要なポイントとなる。



3 ワークショップの概要

(1) 目的

本計画において重点を置いているティーンズ世代への効果的なアプローチの手法を探るため、同世代の子どもたちを対象として、ワークショップを行いました。

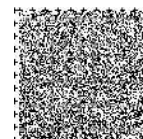
(2) 開催概要

①中学生・高校生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるように、いろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月25日（日）14：30～16：00
場所	品川図書館（北品川2丁目32-3）
参加者	品川区立図書館のティーンズボランティア制度に登録している中学生、高校生 ※大学生のティーンズボランティアにファシリテーター（各グループの進行役）を依頼
参加人数	中学生：11名 高校生：3名 大学生：5名 事務局：品川区 3名 創建2名

②大学生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるようにいろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月27日（火）14：00～15：30
場所	品川図書館（北品川2丁目32-3）
参加者	立正大学図書館 学生スタッフ 清泉女子大学図書館 学生スタッフ
参加人数	立正大学図書館 学生スタッフ：5名 清泉女子大学図書館 学生スタッフ：7名 事務局：品川区3名 創建3名



(3) ワークショップ結果

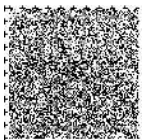
①中学生・高校生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書をしない理由としては、本が多くどの本から読めばよいかわからない、タイトルがつまらなさそう等。自分に合う本なのか選ぶのが難しい、図書館の使い方が分かっていない等の意見が挙げられた。
- それらに対する対策として、わからないことに対しては、どの層向けの本なのかをはっきりさせる。また、ランキングを作ってみる。
- インターネットを使った対策としては、有名人のSNSやYouTubeのショート動画の本紹介などをきっかけとして読んでみようと思ったり、品川区内の近所を聖地にした本があれば、そういう情報を発信することで読むきっかけになると思う。
- 自分たちができることとしては、本のバーコードの隣にちょっとしたあらすじをつけると、タイトルに惹かれて本を手にとった時に確認できて良いと思う。
- 図書館の中に、近所の聖地の本や話題の本等、対象別のコーナーを作ると良い。
- POPについては、自分たちティーンズボランティアが作っても良い。また、図書館に来た人が自由にPOPを作成できるコーナーを作っても良いと思う。

【Bグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面白い本を見つけることができないこと、本に対するネガティブなイメージが強いこと等の意見が挙げられた。
- 面白い本を見つけることができないことに対して、図書室や図書館では、目を惹くコーナーや、同世代のティーンズボランティアが薦めする本を置いてみると良い。パッと読める本、手軽に読める本を選ぶことが大切だと思う。
- ネガティブなイメージを持っているのは、学校で出される課題が暗く、そうした本を強制的に読まされたことが原因なのではないか。
- 課題として本に触れるのではなく、お友達が薦めた本に触れる機会を作った方が良い。その際には、内容を暗いテーマではないもので、明るいものから薦めていくことがポイントだと思う。
- SNSでは、小説の内容が気になるようなセリフを入れたティーザー（視聴者をじらすような仕掛け・仕組みを用いて、興味関心を引くことを目的とした広告や映像のこと）を作ったり、YouTube化してショートで流すとか。そういうバズりそうなことをやってみる。
- ティーンズボランティアが自分たちと同じ世代向けにPOPを選んでも良い。



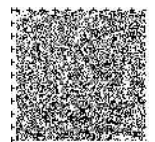
【Cグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面倒、時間がない等の意見が挙げられた。自分の好きな本がわからない、何を読んで良いのかわからない、という意見が多かったので、それについてできることを考えてみた。
- 図書館でできることとしては、本の福袋。毎年やっているところが多いが、毎月やっても良いと思う。また、本の通帳を作って、本を借りる楽しみを付与すると面白い。
- インターネットの利用については、図書館ホームページに検索の画面があるが、題名、作者だけではなく、自分の趣味に合ったキーワードなどで検索ができると良い。ホームページだけではなく、館内のパソコンでも、そういう機能があると良い。
- ティーンズボランティアができることとして、お薦めの本を選んでティーンズ向けの棚を作るが、その際に、例えばショート縛りにするとか。ショートショートを特集するとか。5分で泣ける本等。
- また、POPの工夫としては、ネタバレさせるもの。1枚目にはお薦め、その先が気になるようなことを書いておいて、それをめくると結末が書いてあるものなどをして面白い。

②大学生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、主に4つの意見が出た。1つ目はハードルが高いという点。小中高で「本を読め」とよく言われるが、本が多すぎて何を読めば良いのかわからないことがあると思う。それに対して、私たちができることとしては、フローチャートを作り、「今、穏やかな本を読みたいですか」などの質問にYES or NOで答えてもらい、その時の自分に合うお薦めの本を提供することで、本を選択しやすくなると思う。また、図書館の入口などで、特定のテーマや何らかのコラボや夏祭り等、そういう情報に接してもらうことで、本の種類が多すぎてわからないという問題を解決できるのではないかな。
- 2つ目として、部活や遊びのほか、インターネットの普及等により、読書以外にやりたいことがあるという意見が挙げられた。それに対しては、YouTube ショートで本のあらすじを紹介したり、有名人のお薦めの本を紹介したり等があれば、ネット環境でも本の情報に触れることができる。本を読む人はカッコいい、大人であるというプラスのイメージを持たせることで、本に触れる機会を増やしてもらうと良いのではないかな。
- 3つ目として、読むタイミングを作れないことや、部活や塾で忙しく、時間がないという点が挙げられた。その対策としては、高校も含めて学校で読書タイムを作ること。読書感想文や何冊読みなさいというような強制では本を読む気にはなれないという意見も出たが、ある程度、学校等で本を読む時間を作ること、読書に触れるきっかけになると思う。



○4つ目として、読む環境が整っていない点。家に読む本がなかったり、周囲に本を読む人がいなかったり、そもそも本を読もうとするきっかけがなかったりする場合がある。その対策としては、若い世代であれば、本よりもマンガに興味を持つと思うので、マンガをきっかけに関連する本を置いておくのが良いのではないかな。例えば、文豪ストレイド・ドッグス（朝霧カフカ原作、春河 35 作画による漫画作品。太宰治、芥川龍之介、中島敦といった文豪がキャラクター化され、それぞれの文豪の作品や、ペンネームなどの名を冠した異能力を用いて戦うアクション漫画）をご存じの方が多いと思うが、私が行っていた高校でも、マンガと一緒に作品に関連する文豪の本が置いてあることがあった。あるいは、舞台になっている時代背景や文化、生活等に関する本を置いてみても良い。小説だけではなく、様々な知識を得られる本をマンガとともに展示しても良いと思う。

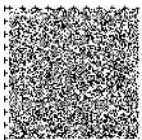
【Bグループのまとめ】

○読書しない理由としては、主に5つの意見が出た。1つ目、2つ目は、SNSで短いコンテンツに慣れてしまい、本を1冊読み切ることが難しい、短いコンテンツの方が好きという人が多い点。また、内容が難しいものであったり、難しい表現が多いと、読んでもなかなか理解できない。文字が多くて大変。そういう問題への対策としては、「目と耳」と「動画」。「目と耳」というのは、目で文章を読むという読書以外の方法での読書を提供できれば、文字量が多くて敬遠されるという問題は解決されると思う。「動画」というのは、ショート動画で本を紹介したり、Instagram リール（15～30 秒の短尺動画を作成・公開できる機能）を使ったり等、短いコンテンツを使って本の紹介動画を発信していくことで、本に触れやすくなるのではないかな。

○3つ目は、読書はどうしても勉強と結び付けられてしまう点。「本を読む」＝「勉強」というイメージを持つ中高生も多いので、本を読まなくなると思う。それに対しては、学校では朝読書の時間を設けたり、教室に本棚を置いたりして、本に触れる機会を作ることが大切だと思う。また、中高生が好きなスポーツ選手やアニメ等、スポーツ選手の記事等から文字に触れたり、アニメを通して本に触れたりできれば良い。自分たちができることとしては、学校では放送の時間に本を紹介したり、授業で読む本に出てくる作家さんの本を紹介したり、映画化されたものの原作を紹介したり。また、皆が読んでいる本のランキングを作ったり、大賞を取った本を紹介したり等、自分たちでもできると思う。

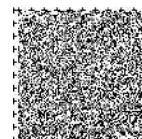
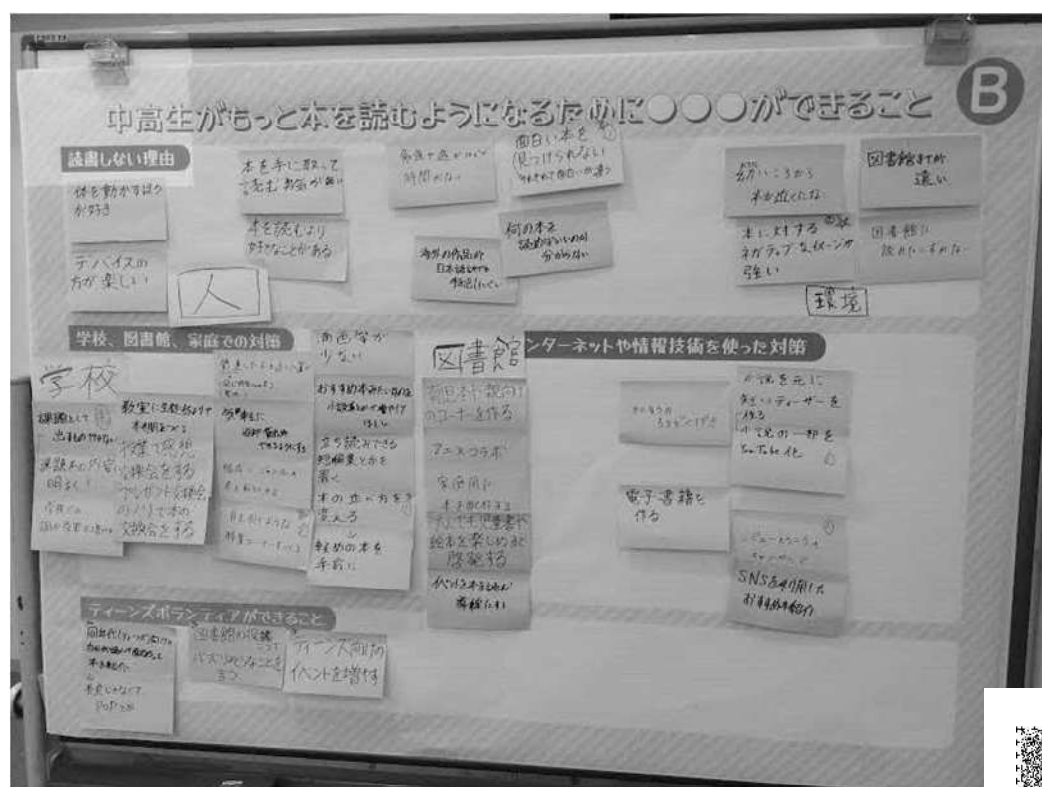
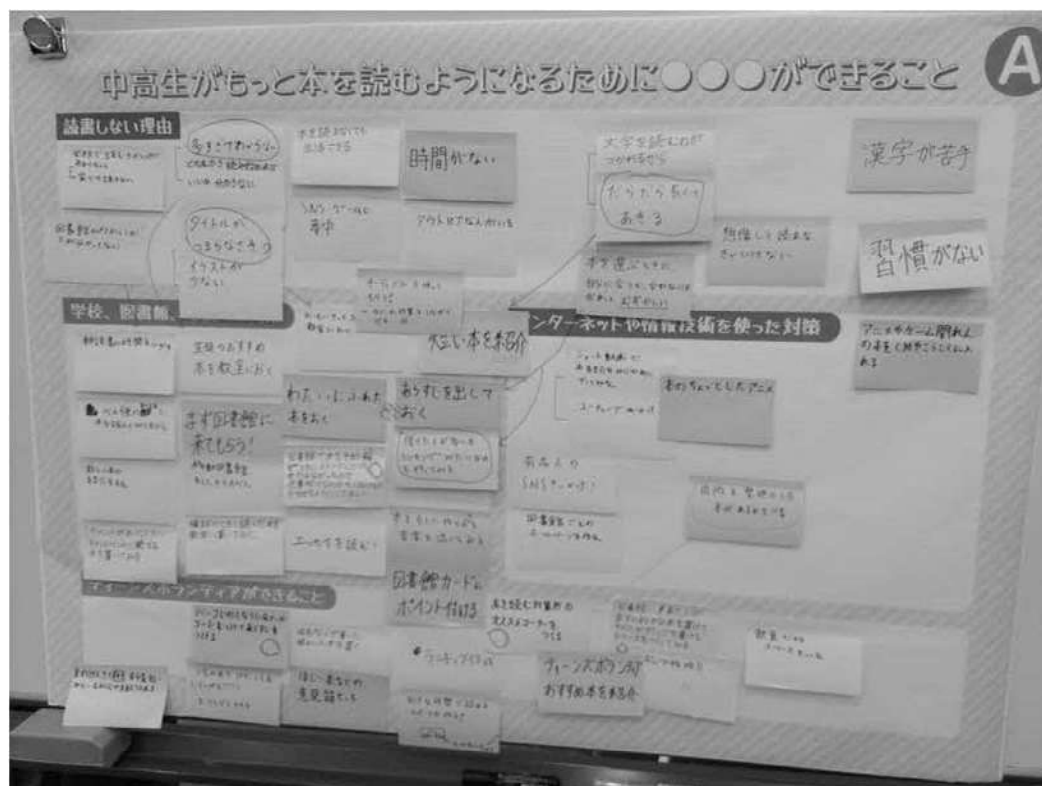
○4つ目は、何を読めば良いのかわからないという問題に対して、先ほどあったように好きなスポーツ選手やアニメ等を通じて本に触れたり、ショート動画で紹介したりするほか、児童書から大人の本へ移行する際にサポートしてあげると良いのではないかな。自分と相性が良い本を診断するテストをしたりするのも良いと思う。

○5つ目に関しては、その他としてまとめている。



(4) 検討プロセス

①中学生・高校生ワークショップ



中高生がもっと本を読むようになるために〇〇〇ができること

C

読書しない理由

$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
 $\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$

讀書範想文

謝文彬 攝

日期：2017年1月

(a) $5^2 \times 6 \times 7$

본지 足 實 二 步 半 이
이 半 이 功 能 有 也.

SNS 0.220

あちうにやすく

040123-895C01

10

学校、図書館、家庭での対等

10 (10/10/10)
10 (10/10/10)
10

本館藏
商務印書館

ヒアリングバトル

3014 11-15-
70-33
唐和豐

11月4日

本一節又

インターネットや情報技術を使った対策

2000年
10月
10日
10月
10日

15882
5197

2000-2001
2002-2003

姓名: 王明

李の遺囑
李の遺囑
李の遺囑

60

在... 处

ティーンズボランティアができる。

王人烈 著
趙 之 衡 校

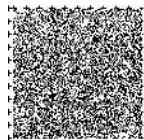
本-内定有数人
来つては

22. 10. 1971
27. 10. 1971
28. 10. 1971

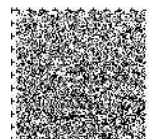
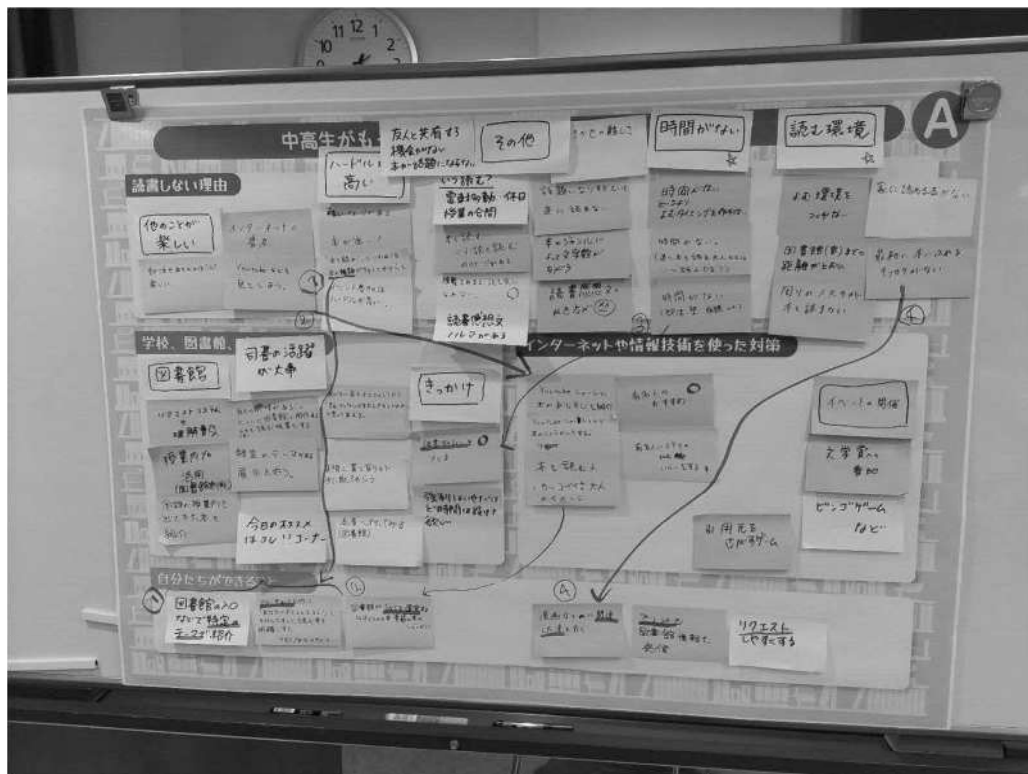
170

100

10



②大学生ワークショップ



第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13（2001）年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

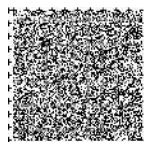
第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推



進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

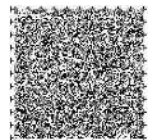
第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



2 文字・活字文化振興法（平成17（2005）年7月29日法律第91号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

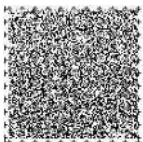
（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の



整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

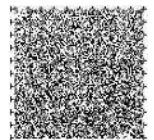
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元(2019)年6月28日法律第49号)

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条―第十七条)
- 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

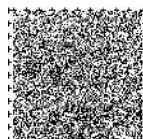
一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画

を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

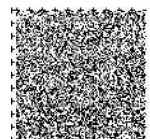
3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害



者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字

図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

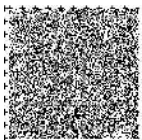
(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が



発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び

特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場合等

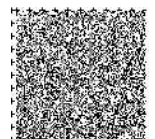
第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



4 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

令和5年11月14日 教育委員会決定

教育目標

<目的>

品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

<目標>

- 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- 確かな学力の育成
- グローバル社会における人材の育成
- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- 生涯学び、活躍できる環境の整備

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法ととともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

(1) 人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性自認などの人権に関するあらゆる偏見

や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。

(2) 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。

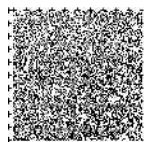
(3) いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。

(4) 体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。

(5) 全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。



(1) 各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。

(2) 多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎的・基本的な知識および技能の定着、向上を図るとともに、問題解決的な学びを重視し、次代を担う人材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図る教育を推進する。

(3) 市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質と能力および意欲を育てる教育活動の充実を図る。

(4) Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、タブレットなどのICT 環境を活用し、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。

(5) 教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。

(6) 保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校（前期課程）の連携・交流を行い就学前の教育と義務教育との滑らかな接続を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケー

ション能力等の向上を目指す。

(1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。

(2) 子どもたちが自分の体力や運動能力を客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを体得できるよう、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に努める。

(3) 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（前期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。

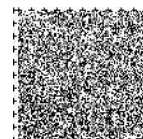
(4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。

(1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

(2) 品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。



(3) 「まもるっち」「83 運動」「子ども110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。

(4) ICT 化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

5 生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

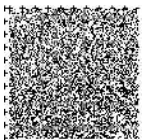
(1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。

(2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。

(3) 「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの読書と情報環境を活かした学びを支援する。

(4) 学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な学校図書館の運営を支援する。

この目標は、令和6年4月1日から適用する。



第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年5月10日 教育長決定 要綱第 217 号

(設置)

第1条 「品川区子ども読書活動推進計画(令和2年度～6年度)」の計画期間が令和7年3月に終了することから、「品川区子ども読書活動推進計画(令和7年度～11年度)」(以下「推進計画」という。)を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、結果を教育委員会に報告する。

- (1) 品川区子ども読書活動推進計画(令和7年度～11年度)の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 校長・園長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

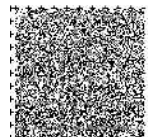
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項を調査・検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか、委員長が別に指名する者とする。

(庶務)



第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局品川図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

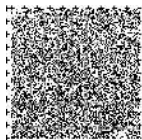
別表（第3条関係）

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

	役職	職名	氏 名
1	委員	立正大学熊谷学術情報課長	島田 貴司
2	委員	NPO法人ウーブ理事長	平嶋 悦子
3	委員	NPO法人リディア理事長	古里 兌夫
4	委員	小学校 PTA 連合会会長	吉田 陽子
5	委員	中学校 PTA 連合会副会長	飯作 浩之
6	委員	二葉幼稚園 PTA 副会長	伊藤 蘭
7	委員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
8	委員	東京都立大崎高等学校校長	鶴田 秀樹
9	委員	品川区立山中小学校校長	尾上 佐智子
10	委員	品川区立東海中学校校長	蜂屋 隆子
11	委員	品川区立豊葉の杜学園校長	柳岡 裕幸
12	委員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
13	委員	品川区教育委員会事務局教育次長	米田 博
	事務局	品川区子ども未来部子ども育成課長	藤村 信介
	事務局	品川区子ども未来部保育施設運営課長	中島 秀介
	事務局	品川保健センター所長	石橋 美佳
	事務局	品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	事務局	品川区教育委員会事務局特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館長	河内 崇

付 則

この要綱は、令和6年5月15日から適用し、計画策定が完了した日にその効力を失う。



2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催経過

開催月日	内 容
令和6年6月5日（水）	① 策定スケジュール ② 当該計画の進捗状況、実績について ③ 国、都、特別区の当該計画の状況について ④ アンケート実施内容について
令和6年7月17日（水）	① 計画体系案の検討 ② 有識者ヒアリングについて ③ ワークショップについて
令和6年8月29日（木）	① アンケート中間報告 ② 有識者ヒアリング報告 ③ ワークショップ報告 ④ 計画骨子案の検討
令和6年9月27日（金）	① アンケート調査結果報告 ② 計画体系案の検討 ③ 計画素案の検討
令和7年1月22日（水）	① パブリックコメントの結果報告 ② 計画素案の検討 ③ 計画概要版（案）の検討

3 パブリックコメント実施結果

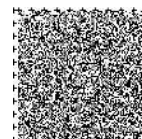
パブリックコメントの実施

- ① 意見募集期間 令和6年11月21日（木）～12月20日（金）
 ② 閲覧場所 区ホームページ・図書館・地域センター・区政資料コーナー

パブリックコメントの提出結果

提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
窓口持参	1	7
区のホームページ	13	46
FAX	0	0
郵送	0	0
合計	14	53



**品川区子ども読書活動推進計画
(令和7年度～11年度)**

令和7年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館

